

## 三浦市下水道事業経営戦略

団 体 名	: 三浦市
事 業 名	: 下水道事業
策 定 日	: 平成 29 年 3 月
計 画 期 間	: 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (供用開始後18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法非適用 (平成32年度より全部適用予定)
処理区域内人口密度	72.0 (人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区 (三浦市東部処理区)		
処 理 場 数	1箇所 (三浦市東部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料の算定方法については、基本使用料に加え累進度を伴う従量制度を採用しています。 汚水私費の原則を念頭にしつつも汚水処理単価が高額のため、他の自治体や水道料金等他の公共料金を考慮したうえで設定しています。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料の算定方法については、基本使用料に加え累進度を伴う従量制度を採用しています。 汚水私費の原則を念頭にしつつも汚水処理単価が高額のため、他の自治体や水道料金等他の公共料金を考慮したうえで設定しています。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	公衆浴場用使用料の算定方法については、基本使用料に加え従量制度を採用しています。 公衆浴場という特性から累進度は設けず、基本使用料も低価格に設定しています。		
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度 2,362 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度 3,200 円
	平成26年度 2,430 円		平成26年度 3,300 円
	平成27年度 2,868 円		平成27年度 3,460 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいいます。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいいます。

### ③ 組織

職 員 数	下水道課は平成28年10月1日現在8人で業務を行っています。
事業運営組織	平成5年度に公共下水道事業特別会計を設置し、下水道事業の整備・管理をしてきました。最多時は22人の職員がいましたが、業務の効率化や外部委託により削減し、現在は8人となっています。

#### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成10年度の供用開始当初より施設の運転管理について委託していましたが、平成23年度より終末処理場及びポンプ場の包括的民間委託を実施しています。 今後については、現在平成31年度からのPFI導入に向けた検討を行っています。
	イ 指定管理者制度	現在PFIについて検討中であるため指定管理者制度についての検討はしていません。
	ウ PPP・PFI	現在、平成31年度からのPFI導入に向けて検討中です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥については「三浦バイオマスタウン構想」のもと、搬出先の第三セクターにて堆肥原料として再利用を行っています。 今後は現在検討中のPFI導入により、下水熱や発電等も含め取組が促進されることを期待しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在検討中のPFI導入により、土地・施設等利用の取組が促進されることを期待しています。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指します。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除きます)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>別添「経営比較分析表」に記載のとおり下水道事業については、一般会計に対する依存度が高くなっています。三浦市に限らず全国的にも、一般会計からの繰入金なくして成立しない事業ではありますが、使用者が全市民ではなく限定的であることから、使用者負担の原則を尊重し、応分の負担を求めていかなければなりません。</p> <p>かくして、平成27年10月より下水道使用料の改定を行ったものの、今後も事業を継続していくうえでは経営基盤を安定させるための経営努力をより一層強化していかなければなりません。</p> <p>今後はPFIの導入等により一層の経費削減を図るとともに、利用者拡大のため未整備地区の早期解消や老朽化する施設の更新等を計画的に実行していく必要があります。</p>
--

## 2. 経営の基本方針

下水道事業は快適な生活をおくるため、あるいは自然環境を保全するための生活排水処理の方法として重要な生活基盤です。

三浦市では市の東部地域について、平成3年に事業認可を受け整備を開始し、現在までに約214haを供用しています。しかしながら、市の西部・南部地域については下水道施設の整備にあたり、主に財政面から着手することができず、解決方法を検討しているところであり、今後も早期に実現可能な手法を模索していきます。

また、現在供用している東部処理区については、東京湾の水質改善を目的とし、未整備区域の早期解消や老朽化していく既存の下水道施設の改修等について、積極的に取り組んでいきます。

これらの課題に向かうためには、今後も多大な投資が必要となりますが、限られた財源の中でその全てを同時に成し得ることは不可能です。このため、取り組むべき課題の優先度を考慮し、計画的に実行していきます。

一方、将来の展望として、人口減少に伴う下水道使用料の減収が経営基盤を不安定にさせることを懸念しています。これを受けた当面の対策として、経常的な維持管理費用の更なる縮減や人件費の削減について、民間活力の導入を基本として取り組んでいきます。

さらには、地方公営企業法を適用した企業会計の導入により財務状況等の明確化を図るとともに、資産の有効活用等も含め適切な管理運営を行っていきます。

これらの取り組みを長期にわたり計画的に実行していくために、事業運営の指針となる本書「三浦市下水道事業経営戦略」をここに定めます。これにより戦略的な事業展開を行い、本市の魅力である自然環境の保全や、持続可能なサービスの提供に努めていくこととします。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

三浦市の下水道事業は財政状況が大変厳しく、限られた予算の中で新規投資、更新投資、運営管理を行っていかねばなりません。事業者として行うべき課題は山積していますが、その全てを同時に着手することは到底ままならず、緊急度や費用対効果について十分に検証したうえで、効率よく効果的な選択を行っていかねばなりません。

現時点での予定として収支計画に反映した事業は以下のとおりです。

- |   |                           |                   |                          |
|---|---------------------------|-------------------|--------------------------|
| 1 | アクションプラン策定                | 面積1107.2ha        | (平成28年度)                 |
| 2 | 菊名陣場地区枝線整備工事              | 延長0.19km 面積0.33ha | (平成28～30年度)              |
| 3 | 下宮田馬場地区枝線整備工事             | 延長0.08km 面積0.42ha | (平成31・32年度)              |
| 4 | 東部浄化センター監視制御設備詳細設計・改築更新工事 |                   | (設計:平成28年度、工事:平成29～30年度) |
| 5 | 東部浄化センター沈砂池設備詳細設計・改築更新工事  |                   | (設計:平成29年度、工事:平成30～31年度) |
| 6 | 東部浄化センター汚泥設備詳細設計・改築更新工事   |                   | (設計:平成30年度、工事:平成31～32年度) |
| 7 | 金田中継センター沈砂池設備詳細設計・改築更新工事  |                   | (設計:平成28年度、工事:平成29～30年度) |
| 8 | 金田中継センター電気設備詳細設計・改築更新工事   |                   | (設計:平成30年度、工事:平成31～32年度) |
| 9 | 金田中継センターポンプ設備詳細設計・改築更新工事  |                   | (設計:平成30年度、工事:平成31～32年度) |

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

使用料収入に関し、施設の老朽化に伴う更新費用等の財源確保のため、平成27年10月1日に平均改定率約16%の使用料改定を行いました。算定期間が4年間となっているため、平成31年度に見直しを行う予定です。それ以後も4年に1度4%程度の見直しが必要と推測しています。よって今後は平成32年度からの地方公営企業法適用に向けた準備事務を行う過程で再度検証し、適正な料金設定となるよう努めていきます。

また、市債の発行に関して、三浦市は実質公債費比率により起債許可団体となっているため、新規発行額を極力抑えるよう努めています。また、建設事業費を年度間で平準化を図る等の投資計画の見直しを行っているところです。

下水道事業は繰入金への依存度が高いことから一般会計への負担も多大です。使用料改定にも限度があり、歳入歳出の不足額を一般会計繰入金で賄っている状況です。しかしながら、汚水私費という受益者負担の原則に従い、少しでも繰入額を減少できるよう経費節減等に取り組んでいく必要があります。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

これまで東部浄化センター及び金田中継センターの運営について包括的民間委託を実施し、民間企業の努力による動力費や薬品費等の経費節減に努めてきました。

現在、更なる経費節減への第一歩として平成31年度からPFIを導入する検討を行っていますが、現時点ではその効果等を収支計画に反映するまでの資料が整っていません。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	当面は、PFIの導入及び平成32年度の地方公営企業法適用事務に注力することになります。 その後、検討していく予定です。
投資の平準化に関する事項	長寿命化計画や更新計画の策定時に単年度の支出が突出しないように考慮しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、平成31年度からのPFIの導入に向けて検討中です。
その他の取組	PFIの導入について検討中ですが、これの導入により組織再編を行い、人件費が削減できる可能性があります。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	3. 投資・財政計画(収支計画) (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明 ② 収支計画のうち財源についての説明 に記載のとおりです。
資産活用による収入増加の取組について	現段階では具体的な取組について十分な検討ができていません。 PFIについて検討中ですが、これの導入により民間企業の観点から提案を受け、検討を行います。
その他の取組	現段階では具体的な取組について十分な検討ができていません。 PFIについて検討中ですが、これの導入により民間企業の観点から提案を受け、検討を行います。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、平成31年度からのPFIの導入に向けて検討中です。
職員給与費に関する事項	PFIについて検討中ですが、これの導入により組織再編を行い、人件費が削減できる可能性があります。
動力費に関する事項	PFIについて検討中ですが、これの導入により民間企業のノウハウによる経費節減の提案があれば、これを受けて検討します。
薬品費に関する事項	PFIについて検討中ですが、これの導入により民間企業のノウハウによる経費節減の提案があれば、これを受けて検討します。
修繕費に関する事項	PFIについて検討中ですが、これの導入により民間企業のノウハウによる経費節減の提案があれば、これを受けて検討します。
委託費に関する事項	PFIについて検討中ですが、これの導入により民間企業のノウハウによる経費節減の提案があれば、これを受けて検討します。
その他の取組	PFIについて検討中ですが、これの導入により民間企業のノウハウによる経費節減の提案があれば、これを受けて検討します。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	この度、経営戦略を策定するにあたり、計画期間を平成37年度までの10年間としました。以降、進捗状況を確認しつつ事業展開をしていくこととします。しかしながら、現在検討中のアクションプランやPFIの導入により本計画のとおり事業展開していくことが困難になる可能性も否定できません。よって、本計画への変更が生じた時点で見直しを行い、必要に応じた軌道修正を行っていく予定です。また、計画期間終了年度となる平成37年度には、本計画の事後検証及び次期計画の策定を行い、持続可能で戦略的な事業運営に努めていくこととします。
---------------------	---